

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
認知症高齢者グループホーム外部評価機関

アスクニュースレター No. 23

2007年2月7日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX: 0287-62-4310

E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

web: <http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/>

理事からのメッセージ

道具のすすめ

児玉 久美子

私は、薬剤師として医薬品卸に勤務しています。介護保険が施行されたときにケアマネジャーの資格を取得しました。ケアマネジャーとしてどのような活動ができるかは全くの未知数で、どちらかと言えば自身のスキルアップのための資格だったような気がします。そのせいか・・・“ペーパードライバー”ならぬ“ペーパーケアマネジャー”状態。アスクの理事としては大いに反省しなくてはならないところです。

昨年薬学部が6年制に移行されたことは皆さんもご存知のことと思います。薬剤師の地位向上（決して偉ぶるということではありません）のためにもっと勉強しなさいという主旨です。薬剤師の主な業務は医師の処方箋に基づく調剤です。どちらかという受身の業務で、職域も限られていました。今後はより専門知識を深め、幅広い視野と知識を持ち、コ・メディカルの一員としての責務を果たそうというのが私たち薬剤師の目標です。

私自身、アスクに声を掛けていただいた当時は介護保険について資格のために勉強した程度で、福祉に関する知識はほとんどない状態でした。まだまだ勉強が必要ですが、アスクの活動に接するうちに、薬剤師としての職能を活かしたいと考えるようになりました。以前少しだけ点訳のお手伝いをさせていだきたことを思い出したのです。同じ薬剤師が立ち上げたNPO法人で、点字の「薬の飲み方シール」を作成していました。点字は目の見えない方にとって必要なものですが、最近は生活習慣病の合併症で途中失明する方が増えており、そういう方は点字が読めません。点字の替わりにはホチキスが使えます。薬袋に打つ針の向きによって薬の飲み方を判別できるようにするのです。また、関節リウマチの勉強会で紹介された道具が、脳梗塞後遺症でリハビリ中の伯母に大変喜ばれました。塗り薬のチューブ絞り器を100円ショップの歯磨き粉絞り器で代用する・薬の分包シートを切るにはレターオープナーが使いやすい・点眼用具を割り箸で自分にあった長さに作る等々。

高齢者の方は薬を服用されている場合が多いのは事実です。薬剤師の仕事も患者さんに薬を渡しておしまいではありません。政策は抜きにしても、福祉と医療は切り離して考えられるものではないはず。福祉の勉強をしつつ、薬剤師の立場からもアスクに関わっていきたいと思っています。

（アスク理事・薬剤師・介護支援専門員）

藤村由美子

全国の消費生活センターには、毎日のように高齢者をねらった消費者トラブルの相談が寄せられており、その数は年々増加し、高額な被害も相次いでいます。人は年を取るにつれ、体力とともに考える力も弱くなってきます。こういった高齢者を守るために、「成年後見制度」があります。

法定後見制度は、本人や4親等内の親族などの家庭裁判所への審判請求（家庭裁判所への審判申し立て費用：手数料800円、登記料4000円。鑑定費用：5～10万円）によって、本人の精神上的障害の程度を判断した後に、後見人、保佐人、補助人が選任されます。後見人は本人の行った契約（日用品の購入その他日常生活に関する行為については除く）を取り消すことができます。保佐人、補助人は、同意を得ないで本人が行った限定された行為について、取り消すことができます。

また、将来判断力を欠いた場合に備えて、あらかじめ公正証書によって保護者（任意後見人）になってもらう委任契約を交わして法務局に登録する、という任意後見制度もあります。現実に本人の判断能力が低下したときに、本人などの請求により家庭裁判所が任意後見監督人を選任して、任意後見がスタートします。

次々と新たな手口が編み出される悪質商法から高齢者の消費者トラブルを守るために、内閣府国民生活局は、高齢者見守りネットワークとして「見守り新鮮情報」のメール配信を開始しました。このメールマガジンを登録するには、内閣府のホームページ「消費者の窓」(<http://www.consumer.go.jp/>)の中の「見守り新鮮情報」をクリックしてください。ベレー帽をかぶった犬が目印です。全国の消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質情報が随時配信されますので、世間話の「ネタ」にして活用することにより高齢者やその家族への啓発になるだけでなく、さらにまわりの方々（ご近所、民生委員、ヘルパーの方々など）が異変に気づいて通報へとつながれば、トラブルを未然に防止したり解決したり出来るかもしれません。

高齢者を孤立させないよう、地域の人と関係者とのネットワークづくりが、今求められています。

（那須塩原市消費生活相談員、アスク外部評価審査委員）

家で看取るとのこと 佐藤由紀子
二十年以上前に娘夫婦と共にカナダのバンクーバーに移住した一歳になる伯母が、最期の時を迎えているとの連絡を受けて、暮れも押し詰まった二十七日に、急遽カナダに向かいました。この時期に航空券が取れると思わなかったのですが、取れてしまったのです。それが、私にとつては劇的な経験の始まりでした。
到着すると、伯母は自分の部屋のベッドで眠っていました。少しずつ口に含ませる水を反射的に飲み込むことはできませんでしたが、排尿は済み、昏睡に近い状態でした。それでも、耳元で大きく「由紀子ですよ」と声を掛けると、目を一瞬見開いて見てくれました。最期の最期まで聴力が残っていたのです。翌日、孫の到着を待って、伯母は静かに息を引き取りました。
世話をしていた娘夫婦は八十歳、超老老介護です。在宅の看取りを支えたのは、家庭医と訪問看護師、およびヘルパーのチームです。看護師とヘルパーは三、四時間ごとに訪問し、夜間は泊まり込んで看護をします。詳しい制度は聞き漏らしましたが、無料だということです。介護をしていた娘には、何かの時に駆けつけてくれる友人がおり、ずっと付き添っていました。
「畳の上で死にたい」とは、日本独特の精神構造・風土かと思っていました。アメリカやカナダでは、今、在宅でターミナルを迎えることが勧められ増えているそうです。
夜、伯母の亡骸の隣で眠ることになった私は恐怖心はなく、とても安らかな気分でした。

障害者の地域生活支援と私たちに問われていること - 県内ソーシャルワーカーの実践と提言 -

「自立」とは何か？「ふつうの暮らし」とは何か？

最後にこれは個人的なつまらない意見ですが、さっきの自立の話、これは難しいことではなくて、私が使っている自立の定義は、障害者が、例えば今日の晩メシに何を食いたいかということ自分で決めて、自分の財布と相談をして実際に食べられること。自分がつくるか、人につくってもらるか、出前をとるか、外に行くかは別だけど、とにかく自分の食いたいものを食べる。これが自立生活の象徴だろうと私は思っております。

(社会保障審議会障害者部会福島智委員の発言より・2004年)

私たちは障害をもつ人びとと、共に生きる社会を作り出せるのでしょうか。それとも競争原理や市場原理に覆われた社会を、今後も容認していくのでしょうか。とりわけ2006年度の障害者福祉をめぐる動向は、私たちにこうした選択を迫ります。その中で「障害者自立支援法」をめぐる混乱と、国連「障害者の権利条約」の採択に焦点を当て、説明を試みます。

多くの障害者は昔も今も十分な所得を保障されていません。こうした状況下「障害者自立支援法」の運用に際して、原則1割のサービス利用料負担が導入されました。障害者を中心に生活上の不安感を押し広めたことは記憶に新しい出来事です。

他方で2006年12月に国連で「障害者の権利条約」が採択されました。今後日本が条約の批准に向かうためには、あらゆる分野での「障害のない人との実質的な平等を確立すること(合理的配慮)」が求められるのです。

以上のように今後「社会的支え合いの仕組み」をどう構想していくのかが問われています。今回のシンポジウムには、障害者福祉の分野で活躍するソーシャルワーカーの方々が登場します。各シンポジストからは「障害者自立支援法」の評価に続いて、障害者の地域生活やふつうの暮らしの実現に向けて、今後福祉政策や援助実践に求められる視点が、日々の実践報告とあわせて提起されます。

多くの皆様の参加をお待ちしております。

開催日 3月18日(日) 13:30~16:00 会場 とちぎ福祉プラザ 第2研修室

〔シンポジスト〕 西部雅昭(知的障害者更生施設「マ・メゾン光星」事務室長)
増山明美(多機能型事業所“くらし場”サービス管理責任者)
檜山光治(社会福祉士)

〔進行〕 加藤悦雄(アスク理事・作新学院大学女子短期大学部)

参加費 一般2,000円・会員1,000円・学生1,000円(資料代を含む) 定員 80名

主催 特定非営利活動法人 アスク

申込み TEL/FAX 0287-62-4310 E-mail npo.asc@nasuinfo.or.jp

アスクの活動から～福祉サービスの評価活動

《栃木県》社会福祉法人スイートホームひまわり通所介護事業所（都賀町）

通所介護事業所に対する栃木県の評価基準は今のところありませんので、東京都方式を使用して評価をしております。結果は3月末アスクのホームページに掲載予定です。

《認知症高齢者グループホーム外部評価》

社会福祉法人光誠会「グループホームフローラ」（高根沢町）外部評価活動中、

2月末にワムネットで公表予定です。WAMNET (<http://www.wam.go.jp/>)

インフォメーション

那須塩原市 消費生活と環境展

日時：2月18日（日）10:00～15:00

場所：那須塩原市いきいきふれあいセンター

「くらしの研究会」展示・相談コーナー内容

テーマ「介護保険！納得して利用してますか？」

- ・介護保険に関する相談
- ・模擬介護認定体験
- ・介護保険を利用する住宅改修の相談

このコーナーは、アスクも協力します

第7回NPO法人那須フロンティアフォーラム

障害の枠を超えて

家族が抱える問題がつくり出す子どものトラウマ

日時：2月25日（日）13:00～15:20

会場：那須塩原市黒磯文化会館小ホール

プログラム：

講演「家族が抱える問題がつくり出す子どものトラウマ」講師：田中万里子（サンフランシスコ州立大学名誉教授、POMR Inner Core代表取締役社長、八戸大学客員教授）

意見交換「トラウマが私たちの人生に与える影響とは」出演：田中万里子 コーディネーター：
的場政樹氏（医療法人直志会 袋田病院院長）
手話通訳、託児サービス（無料、事前申し込み）

参加費：前売り券800円 当日券1,000円

前売り券は那須フロンティア事務局、那須塩原市社会福祉課にて販売しています。

問合せ先：NPO法人那須フロンティア

TEL/FAX：0287-63-7777（日・月休み）

E-mail：frontier@io.ocn.ne.jp

URL：http://www.nasu-f.com

NPO法人フォレスト研修会・相談会

「成年後見制度」をご存じですか？

日時：2月17日（土）14:00～16:00

会場：とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぼ・ら

参加費：無料（定員30名申込先着順）

研修会后、困りごとの無料相談を受け付けます。

相談希望の方は予め相談内容をご連絡ください。

問合せ・申込：

特定非営利活動法人財産管理支援センターフォレスト

☎ 028-902-7887

FAX 028-902-7899

E-mail npo-forest@nifty.com

URL <http://www.npo-forest.jp>

出前ぽ・ぼ・ら茶論

「支えあいのまちづくり～こんな「まち」でくらしたい」

ゲスト：首長正博（栃木市保健福祉部主幹兼政策監）

日時：3月10日（土）13:30～15:00

会場：NPO法人ゆいの里「街中サロンなじみ庵」

（那須塩原市太夫塚1-195 三和ハイツ1階

☎ 0287-39-6515）

参加費：無料

問合せ：とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぼ・ら

☎ 028-623-3455

FAX 028-623-3465

E-mail popola@tochigi-vnpo.net

URL <http://www.tochigi-vnpo.net/>

次号のニューズレターは4月発行予定です。
読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
表記の宛先に、3月末までにお寄せください。